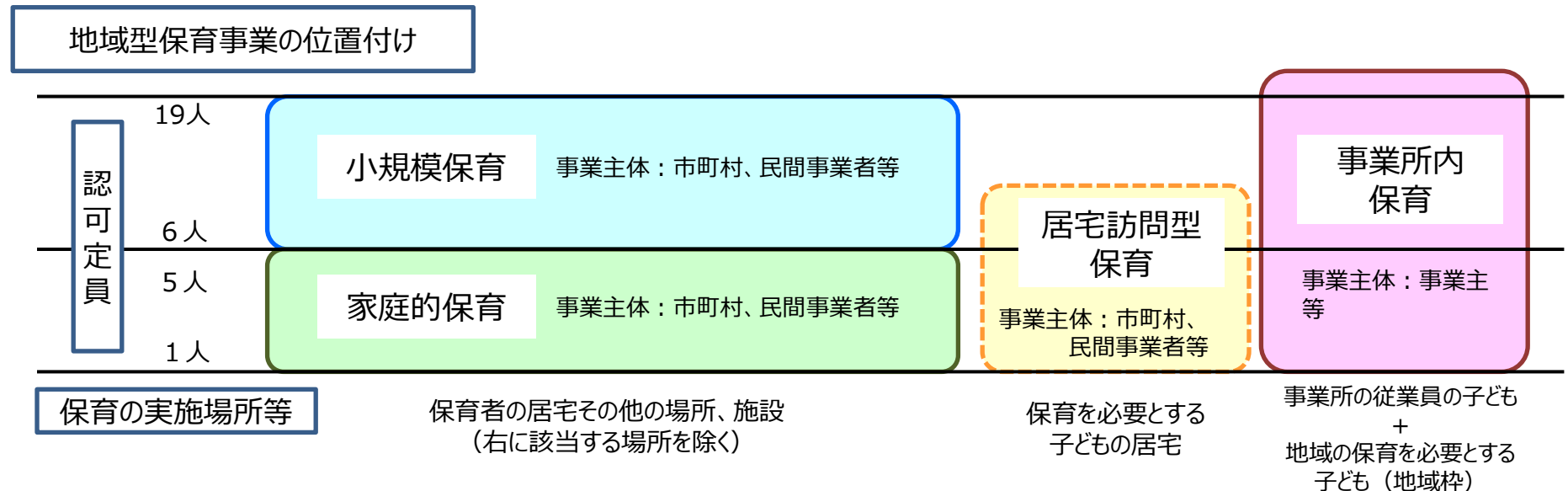


地域型保育事業

地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしている。
 - ◇小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）
 - ◇家庭的保育（利用定員 5 人以下）
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保する。



地域型保育事業の設備運営基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1／2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		小規模保育事業		
		A型	B型	C型
職員	職員数	保育所の配置基準＋1名	保育所の配置基準＋1名	0～2歳児 3：1 （補助者を置く場合、5：2）
	資格	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0～2歳児 いずれも1人3.3㎡
	給食	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援、代替保育及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3：1 家庭的保育補助者を置く場合 5：2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1：1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援、代替保育及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。